

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 22日

静岡県知事 殿

提出者

住所 静岡県焼津市中港三丁目4番8号

氏名 本橋建設株式会社

代表取締役 本橋孝洋

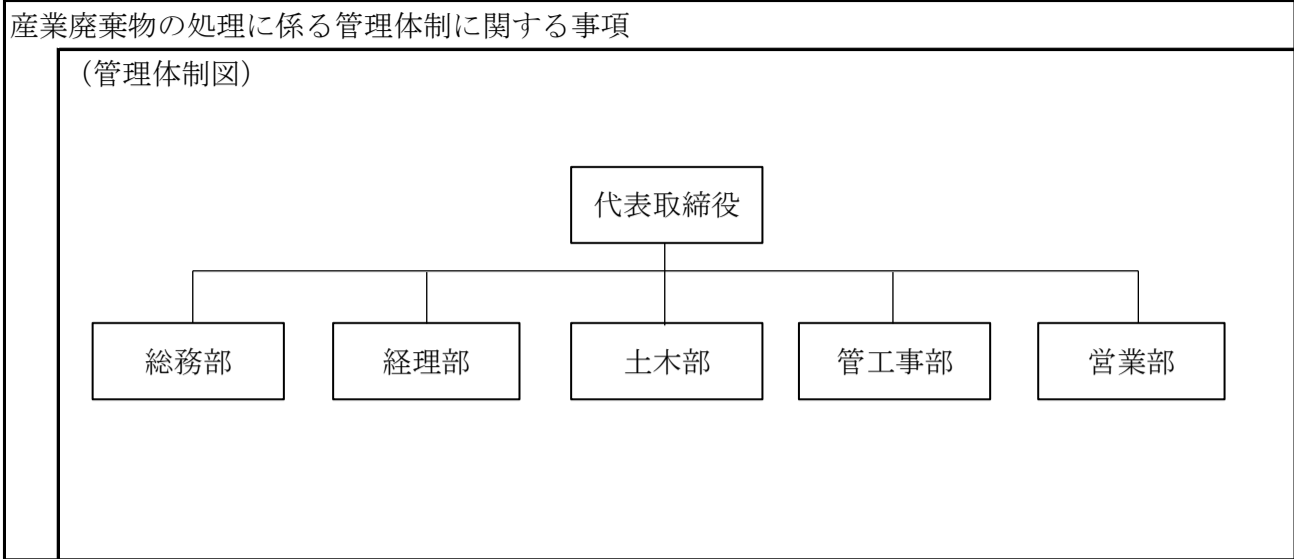
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 054 - 629 - 0248

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	本橋建設株式会社																	
事業場の所在地	静岡県	焼津市	中港三丁目4番8号															
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31																	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																		
① 事業の種類	総合工事業																	
② 事業の規模	852,464千円																	
③ 従業員数	14																	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>排出事業者</td><td>→</td><td>収集運搬業者</td><td>→</td><td>処分業者</td></tr><tr><td>・本橋建設(株)</td><td></td><td>・自社運搬</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>・収集運搬業者</td><td></td><td></td></tr></table>			排出事業者	→	収集運搬業者	→	処分業者	・本橋建設(株)		・自社運搬					・収集運搬業者		
排出事業者	→	収集運搬業者	→	処分業者														
・本橋建設(株)		・自社運搬																
		・収集運搬業者																

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	アスファルト・コンクリート破片	733.410 t
	コンクリート破片	639.490 t
	安定型建設混合廃棄物	3.030 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	3.990 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1.830 t
	石綿含有産業廃棄物	0.500 t
	管理型建設混合廃棄物	1.724 t
	木くず	75.040 t
	建設工事の繊維くず	0.576 t
	廃プラスチック類	1.405 t
	汚泥（泥状のもの）	11.979 t
	(これまでに実施した取組)	
	<ul style="list-style-type: none">再生資源利用の促進エコアクション21の取り組みとして産業廃棄物の削減についての指導を実施した上記について関連会社へ周知し協力をお願いした	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	アスファルト・コンクリート破片	600.000 t
	コンクリート破片	500.000 t
	木くず	50.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 他現場との情報交換を行うことにより、より効果的な再生資源の活用を行う ・ 産業廃棄物の分別方法を見直し、より良い削減方法について模索する ・ 引き続き関連会社へ周知を行い協力をお願いする 	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別を徹底する ・ 過積載をしない ・ 廃プラスチック、木くず、金属くずは発生現場にコンテナを設置し分別に努める 	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別を徹底する ・ 過積載をしない ・ 廃プラスチック、木くず、金属くずは発生現場にコンテナを設置し分別に努める 	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】					
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
アスファルト・コンクリート破片	0.000	733.410	0.000	0.000	733.410
コンクリート破片	0.000	639.490	0.000	0.000	639.490
安定型建設混合廃棄物	0.000	3.030	0.000	0.000	3.030
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	3.990	0.000	0.000	3.990
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000	1.830	0.000	0.000	1.830
石綿含有産業廃棄物	0.000	0.500	0.000	0.000	0.500
管理型建設混合廃棄物	0.000	1.724	0.000	0.000	1.724
木くず	6.690	68.350	0.000	0.000	75.040
建設工事の繊維くず	0.000	0.576	0.000	0.000	0.576
廃プラスチック類	0.000	1.405	0.000	0.000	1.405
汚泥（泥状のもの）	0.000	11.979	0.000	0.000	11.979
（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・ マニフェスト伝票の管理徹底 ・ 処分業者と委託契約を結ぶにあたり、再利用業者を選定し締結している ・ 再利用が可能な品目はすべて再利用ができる処分業者に処理を委託している ・ 運搬を委託した場合、適正に処理が行われているか確認を行う 					

①現状

【目標】		産業廃棄物の種類				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	アスファルト・コンクリート破片	0.000	600.000	0.000	0.000	600.000
	コンクリート破片	0.000	500.000	0.000	0.000	500.000
	木くず	25.000	25.000	0.000	0.000	50.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	50.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(今後実施する予定の取組)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ マニフェスト伝票の徹底管理 ・ 引き続き再生利用ができる業者と委託契約を行う ・ 処分業者と委託契約を結ぶにあたって事前の現地確認をする ・ 運搬を委託した場合、適正に処理が行われているか処分場で実地確認を行う 						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。